

議案第 58 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 7 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

松阪市長 竹上 真人

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48条から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第9項から第11項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第 10 項の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の前の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 6 項とし、附則中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合)

- 4 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年度法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第●号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。